《№2》

【Q】 生活介護の入浴支援加算は決定が必要ですか？

【A】　決定サービスコードがないため決定は不要ですが、受給者証へ記載が必要です。
（障害児通所支援の入浴支援加算については、受給者証への記載は不要です。）

＜対象者要件＞
下記いずれかに該当する者

* 医療的ケア判定スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者
* 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者（重症心身障害者）

よって、本市の取り扱いは以下の通りとします。

Ⅰ．入浴支援加算を算定する対象者がおられれば、事業所単位で一覧表を提出してください。

※様式は問いませんので、①受給者番号、②氏名、③生年月日、④別紙「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）」に記載されている「医療的ケア（診療の補助行為）」のどれに該当しているか、又は身体障害者手帳1級、2級かつ療育手帳Aを所持されているか、⑤事業所名を記載してください。

本市にて、算定要件を確認のうえ、加算算定の有無を回答させていただきます。

Ⅱ．加算が算定できる時は、受給者証の提出をお願いいたします。後日、受給者証の特記事項に「入浴（重心）」又は「入浴（医ケア）」と追記したうえで、お渡しいたします。